

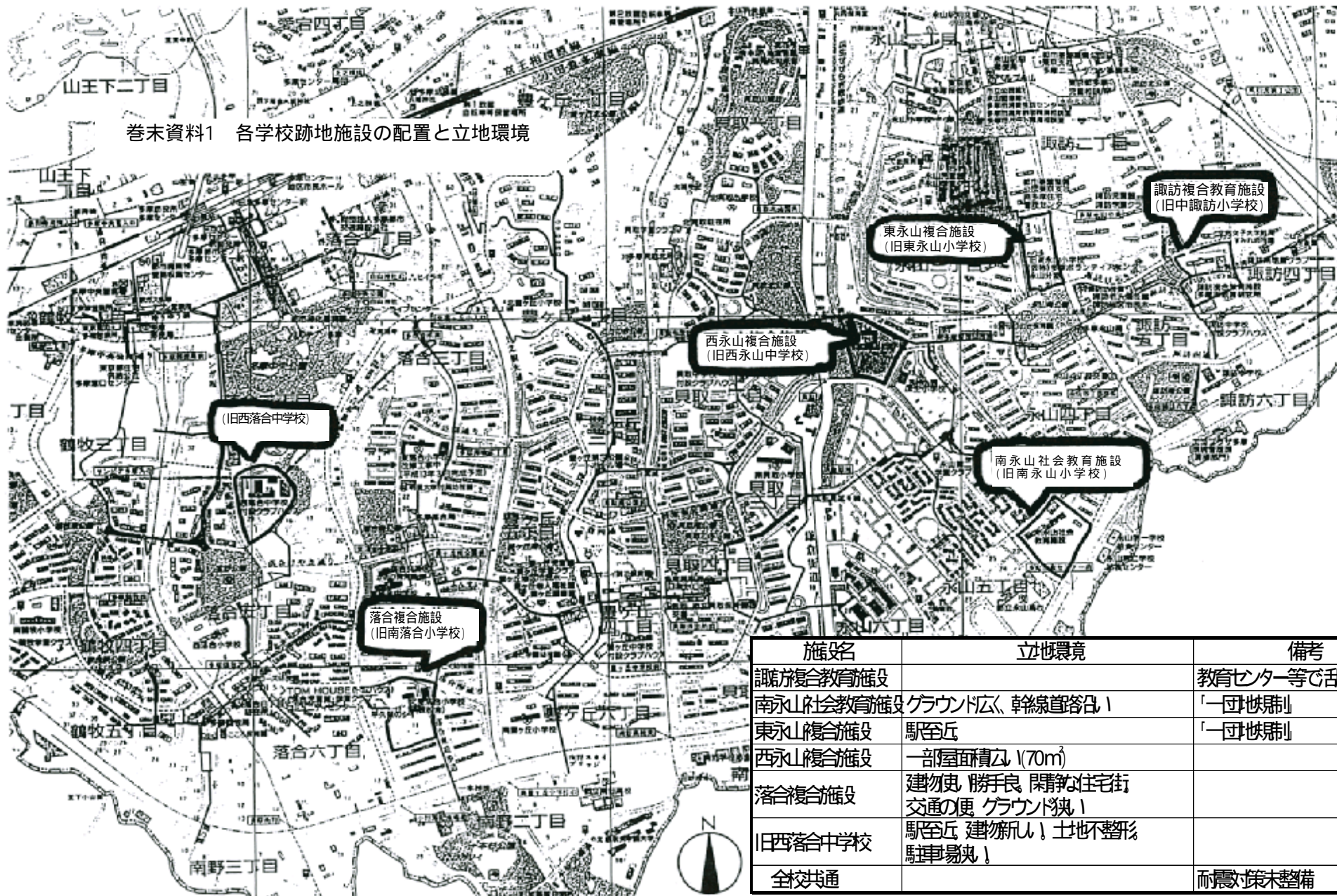
資料

- 巻末資料 1：各学校跡地施設の配置と立地環境
- 巻末資料 2：多摩市の環境分析
- 巻末資料 3：地区別・年齢構成の動向
- 巻末資料 4：主な公共施設の築後年数の状況
- 巻末資料 5：「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等(土地・建物)」
- 巻末資料 6：パブリックコメントに対する市の考え方
- 巻末資料 7：市民委員会最終報告書からの変更理由について
- 巻末資料 8：学校跡地施設等活用方策調査検討委員会・幹事会名簿
- 巻末資料 9：検討の経過
- 巻末資料10：学校跡地施設等活用方策調査検討委員会設置要綱

巻末資料1 各学校跡地施設の配置と立地環境

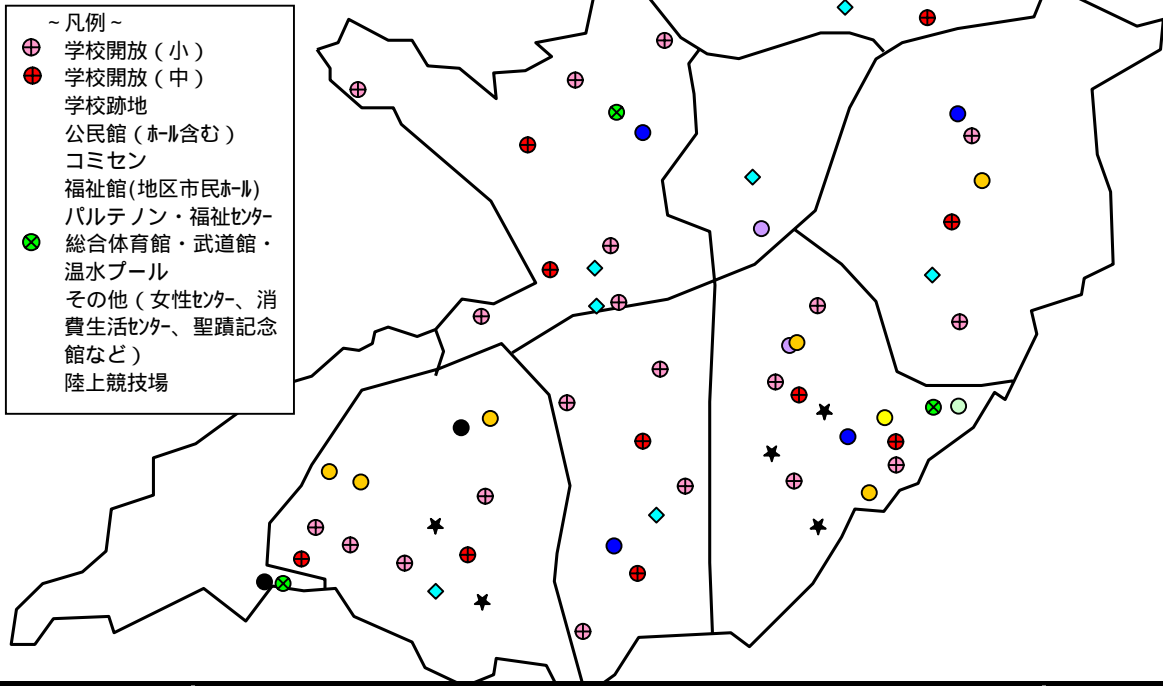
活用内容等 学校跡地名	開校日(上段) 学校廃止日 (下段)	施設区分	面積	被交付国庫 補助金額 (千円)	施設合計 (千円)	補助金 残額*2 (千円)
東永山複合施設 (旧東永山小学校) 永山3-9	昭51.4.1 平8.3.31	校舎	3,653.65㎡	244,335	352,646	213,837
		体育館等	*1 699.00㎡	33,536		
		用地	20,753.02㎡	74,775		
西永山複合施設 (旧西永山中学校) 永山3-12	昭55.4.1 平9.3.31	校舎	5,755.00㎡	372,723	613,389	429,343
		体育館等	*1 909.00㎡	55,589		
		用地	22,033.34㎡	185,077		
南永山社会教育施設 (旧南永山小学校) 永山4-9	昭46.4.1 平8.3.31	校舎	4,138.81㎡	146,256	251,389	154,596
		体育館等	*1 698.57㎡	26,755		
		用地	25,107.69㎡	78,378		
旧西落合中学校 落合2-29	昭57.4.1 平12.3.31	校舎	5,434.00㎡	459,405	777,805	567,399
		体育館等	*1 900.00㎡	73,581		
		用地	25,774.21㎡	244,819		
落合複合施設 (旧南落合小学校) 落合4-11	昭54.4.1 平11.3.31	校舎	5,038.47㎡	382,880	422,827	238,326
		体育館等	*1 699.00㎡	39,947		
		用地	23,347.44㎡	0		
諏訪複合教育施設 (旧中諏訪小学校) 諏訪5-1	昭52.4.1 平6.3.31	校舎	3,613.51㎡	241,332	378,125	242,718
		体育館等	*1 699.00㎡	37,719		
		用地	20,814.76㎡	99,074		
*1：体育館の面積のみ表示 *2：平成16年4月1日現在で試算				合計	2,796,181	1,846,219

巻末資料1 各学校跡地施設の配置と立地環境



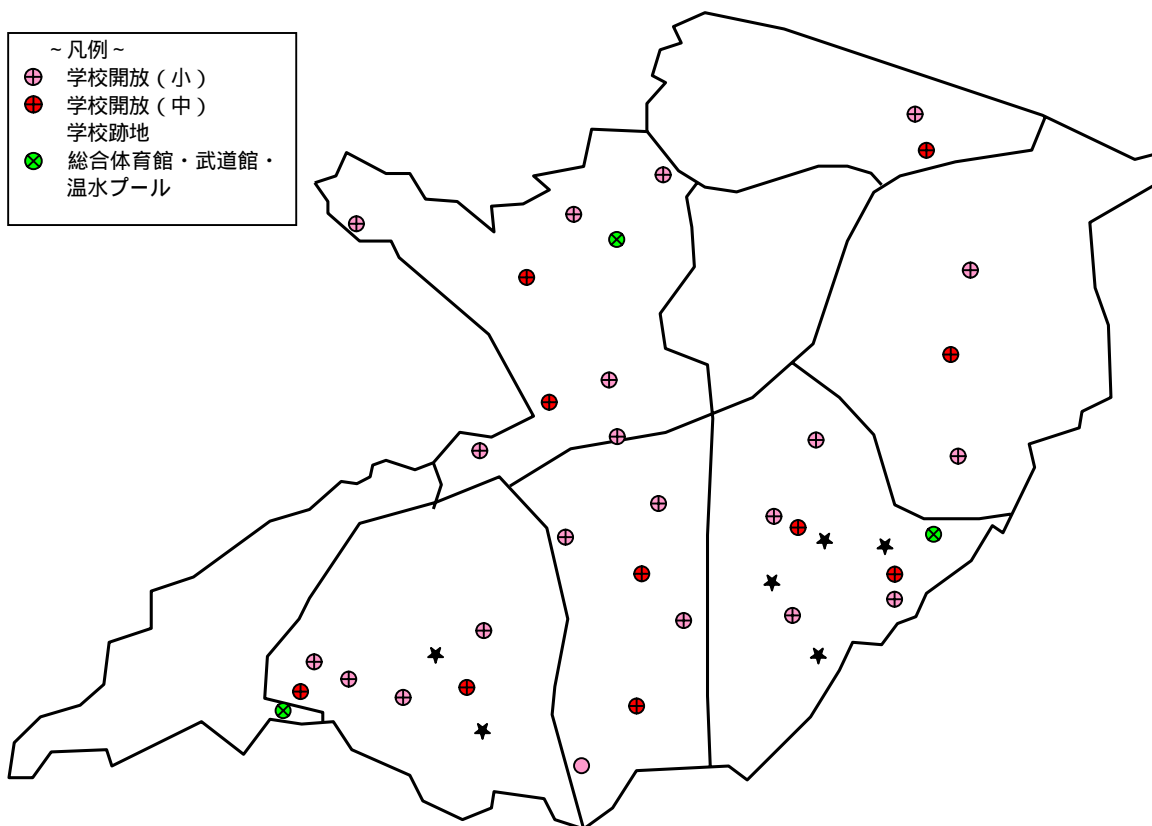
施設名	立地環境	備考
諏訪複合教育施設		教育センター等で活用
南永山社会教育施設	グラウンド広、幹線道路沿い	「一団地別」
東永山複合施設	駅前丘	「一団地別」
西永山複合施設	一部屋面積広(70㎡)	
落合複合施設	建物良、勝手良、閑静な住宅街 交通の便、グラウンド狭い	
旧西落合中学校	駅前丘、建物新し、土地不整形、 駐車場あり	
全校共通		耐震対策未整備

市民が集会等に利用できる公共施設図



施設名	半径 1 km 圏内の施設	種別
東永山複合施設 (旧東永山小学校)	○西永山複合施設、○南永山社会教育施設	学校跡地
	○瓜生小学校、○永山小学校、○北諏訪小学校、○北貝取小学校、○諏訪小学校 ○南貝取小学校、○多摩永山中学校、○諏訪中学校	学校開放
	○永山公民館、○消費生活センター、○武道館、○陸上競技場、○諏訪老人福祉館、 ○諏訪地区市民ホール、○エコプラザ	その他
西永山複合施設 (旧西永山中学校)	○東永山複合施設、○南永山社会教育施設	学校跡地
	○瓜生小学校、○北貝取小学校、○南貝取小学校、○諏訪小学校、○貝取中学校、 ○諏訪中学校、○多摩永山中学校	学校開放
	○永山公民館、○消費生活センター、○諏訪老人福祉館、○諏訪地区市民ホール、 ○貝取コミュニティセンター、○エコプラザ	その他
南永山社会教育施設 (旧南永山小学校)	○西永山複合施設、○東永山複合施設	学校跡地
	○南貝取小学校、○瓜生小学校、○諏訪小学校、○多摩永山中学校、○諏訪中学校	学校開放
	○諏訪老人福祉館、○諏訪地区市民ホール、○貝取コミュニティセンター、○エコプラ ザ	その他
落合複合施設 (旧南落合小学校)	○南豊ヶ丘小学校、○西落合小学校、○落合小学校、○豊ヶ丘中学校、 ○東落合中学校	学校開放
	○豊ヶ丘老人福祉館、○豊ヶ丘地区市民ホール、○貝取コミュニティセンター、 ○鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	その他
旧西落合中学校	○落合複合施設	学校跡地
	○東落合小学校、○南鶴牧小学校、○西落合小学校、○南豊ヶ丘小学校、○落合中学校	学校開放
	○豊ヶ丘老人福祉館、○豊ヶ丘地区市民ホール、○鶴牧・落合・南野コミュニティセンタ ー、 ○グリーンライブセンター、○農家風休憩施設、○みどりの家、○パルテノン多摩	その他
諏訪複合教育施設 (旧中諏訪小学校)	○東永山複合施設、○西永山複合施設、○南永山社会教育施設	学校跡地
	○諏訪小学校、○北諏訪小学校、○永山小学校、○瓜生小学校、○聖ヶ丘小学校、 ○諏訪中学校、○多摩永山中学校	学校開放
	○永山公民館、○消費生活センター、○武道館、○陸上競技場、○諏訪老人福祉館、 ○諏訪地区市民ホール、○聖ヶ丘コミュニティセンター、○エコプラザ	その他

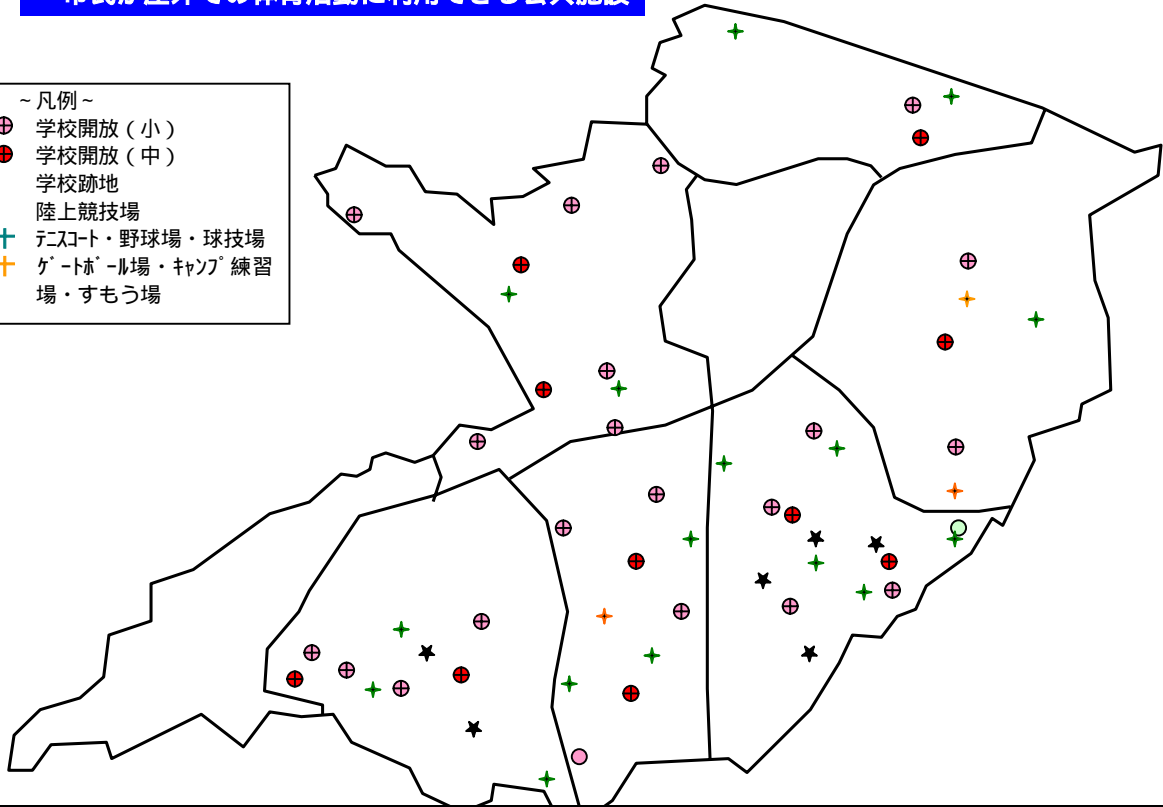
市民が屋内体育活動に利用できる公共施設図



施設名	半径 1 km 圏内の施設	種別
東永山複合施設 (旧東永山小学校)	○西永山複合施設、○南永山社会教育施設、	学校跡地
	○瓜生小学校、○永山小学校、○北諏訪小学校、○北貝取小学校、○諏訪小学校	学校開放
	○南貝取小学校、○多摩永山中学校、○諏訪中学校	学校開放
	○武道館	その他
西永山複合施設 (旧西永山中学校)	○東永山複合施設、○南永山社会教育施設	学校跡地
	○瓜生小学校、○北貝取小学校、○南貝取小学校、○諏訪小学校、○貝取中学校、	学校開放
	○諏訪中学校、○多摩永山中学校	学校開放
南永山社会教育施設 (旧南永山小学校)	○西永山複合施設、○東永山複合施設	学校跡地
	○南貝取小学校、○瓜生小学校、○諏訪小学校、○多摩永山中学校、○諏訪中学校	学校開放
落合複合施設 (旧南落合小学校)	○南豊ヶ丘小学校、○西落合小学校、○東落合小学校、○豊ヶ丘中学校、	学校開放
	○落合中学校	学校開放
旧西落合中学校	○落合複合施設	学校跡地
	○東落合小学校、○南鶴牧小学校、○西落合小学校、○南豊ヶ丘小学校、○落合中学校	学校開放
諏訪複合教育施設 (旧中諏訪小学校)	○東永山複合施設、○西永山複合施設、○南永山社会教育施設	学校跡地
	○諏訪小学校、○北諏訪小学校、○永山小学校、○瓜生小学校、○聖ヶ丘小学校、	学校開放
	○諏訪中学校、○多摩永山中学校	学校開放
	○武道館	その他

市民が屋外での体育活動に利用できる公共施設

- ～凡例～
- ⊕ 学校開放（小）
 - ⊙ 学校開放（中）
 - 学校跡地
 - ⊕ 陸上競技場
 - ⊕ テニスコート・野球場・球技場
 - ⊕ ゲートボール場・キャンプ練習場・すもう場



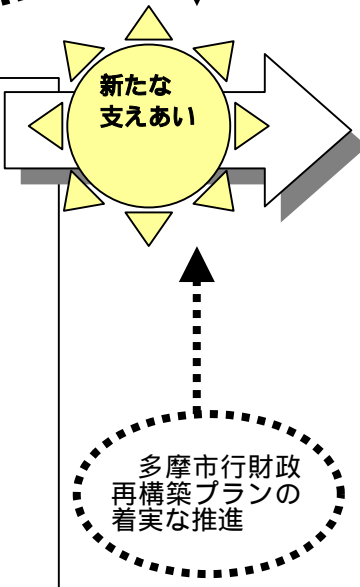
施設名	半径1km圏内の施設	種別
東永山複合施設 (旧東永山小学校)	○西永山複合施設、○南永山社会教育施設、○諏訪複合教育施設	学校跡地
	○瓜生小学校、○永山小学校、○北諏訪小学校、○北貝取小学校、○諏訪小学校 ○南貝取小学校、○多摩永山中学校、○諏訪中学校	学校開放
	○諏訪北公園（テニス・野球）、○永山南公園（テニス）、○陸上競技場、 ○諏訪南公園（野球・サッカー）、○貝取北公園（テニス）	その他
西永山複合施設 (旧西永山中学校)	○東永山複合施設、○南永山社会教育施設、○諏訪複合教育施設	学校跡地
	○瓜生小学校、○北貝取小学校、○南貝取小学校、○諏訪小学校、○貝取中学校、 ○諏訪中学校、○多摩永山中学校	学校開放
	○永山南公園（テニス）、○諏訪南公園（野球・サッカー）、○貝取北公園（テニス）、 ○貝取南公園（野球・サッカー）、○豊ヶ丘第三公園ゲートボール場	その他
南永山社会教育施設 (旧南永山小学校)	○西永山複合施設、○東永山複合施設、○諏訪複合教育施設	学校跡地
	○南貝取小学校、○瓜生小学校、○諏訪小学校、○多摩永山中学校、○諏訪中学校	学校開放
	○永山南公園（テニス）、○諏訪南公園（野球・サッカー）、○貝取南公園（野球・サ ッカー）	その他
落合複合施設 (旧南落合小学校)	○旧西落合中学校	学校跡地
	○南豊ヶ丘小学校、○西落合小学校、○東落合小学校、○豊ヶ丘中学校、 ○落合中学校	学校開放
	○貝取南公園（野球・サッカー）、○宝野公園（サッカー）、○奈良原公園（テニス）、 ○一本杉公園（野球・テニス）	その他
旧西落合中学校	○落合複合施設	学校跡地
	○東落合小学校、○南鶴牧小学校、○西落合小学校、南豊ヶ丘小学校、○落合中学校	学校開放
	○宝野公園（サッカー）、○奈良原公園（テニス）	その他
諏訪複合教育施設 (旧中諏訪小学校)	○東永山複合施設、○西永山複合施設、○南永山社会教育施設	学校跡地
	○諏訪小学校、○北諏訪小学校、○永山小学校、○瓜生小学校、○聖ヶ丘小学校、 ○諏訪中学校、○多摩永山中学校	学校開放
	○諏訪北公園（テニス・野球）、○永山南公園（テニス）、○陸上競技場、 ○諏訪南公園（野球・サッカー）、○馬引沢南公園（相撲場）	その他

『まちづくり資源』の最大限の活用

- 市民の力、地域の力、それらをつなぐ人の輪
 - ・高齢者の智恵と力
 - ・地域に根付いた自治会、管理組合の活発な活動
 - ・市民による運営協議会が運営するコミュニティセンターを拠点とした活動
 - ・NPO等の市民事業活動、自主的な政策研究・実践活動
 - ・事業者の中からも、生まれつつある地域のニーズに対応した新しいサービス
 - ・各周辺市を含め、大学等の高等教育機関の協力・連携
- 都市基盤や公共施設整備水準が高い
 - ・緑、公園、道路や公共施設の整備水準が高い
 - ・交通アクセスが良好(多摩都市モノレールによりさらに向上)
 - ・パソコン等の家庭内浸透と、利用者層の拡大(→在宅、周辺都市を含めた地域内就労の可能性の拡大)
 - ・多摩センター地区を中心とした開発余力が高い(未活用)
 - ・芸術文化施設、健全な娯楽施設、優良企業が立地

~多摩市の現状~

- 人口構成のアンバランス
 - ・団塊の世代前後とその子どもの世代が多い一方、担税力のある45歳前後の人口が少ない。
 - ・今後の高齢化の影響から、個人市民税の減少傾向はさらに進行することが予想される。
 - ・今後予想される急速な高齢化への対応も必要
 - ・人口の伸び悩みと年少人口の急速な減少と若者層の流出
 - ・間もなく迎える退職者数の急増などからくる税収への影響が大きい。
- 老朽化した公共建築物の増加
 - ・建築物の維持管理費が急激に増加すると言われる建築後30年以上経過した建築物が今後増加
 - ⇒コストシミュレーションでは、20年間で460億円の費用
 - ・老朽化への対応だけでなく、耐震性能の強化やバリアフリーなどの性能要求も求められる
- 周辺拠点との競争激化(→多摩センター地区等の競争力の抜本的強化が必要)
 - ・立川、南大沢、新百合ヶ丘、橋本、若葉台などの動きが活発
 - ・産業の集積が弱く、地域の雇用力が強くない(昼間人口比率が低い)
 - ・企業立地等が停滞し、一部企業が撤退
 - ・IT革命に対応した社会的インフラ整備の遅れ(光ファイバー網、インキュベーター拠点など)
- ONT事業の収束
 - ・急速な人口増加多摩ニュータウンの特殊性を踏まえ、国や東京都への積極的な働きかけが今後一層重要となる。



若者層、初期家族形成者層の吸引

- 子育て・子育て環境の整備・充実
 - 子どもの健やかな成長を継続的に支援する施策
 - 新しい保育・教育の総合的な施策等の研究・検討
 - 子ども家庭支援センターの整備
- 住宅施策の展開
 - 環境にマッチした新たな住宅の供給
 - 多様な住宅の確保

雇用(自己実現の場)の拡大・創出(職住近接の促進)

- 市内だけでなく、近隣市に視野においた対応
- 企業誘致の推進、起業支援(SOHO、NPO含む)、既存産業の活性化
- 主なターゲット(シルバー層、学生・若者層、女性)

元気のある高齢社会の実現

- 基本的な社会システムの整備(健康・福祉、生涯学習を中心に)
 - いきがづくり
 - 元気な高齢者の活躍のステージづくり

まちの活性化(周辺都市との共生・競争力の強化)

- 企業立地、起業の促進
 - 業務核都市制度の有効活用
 - 企業立地の促進
 - 情報リテラシー
- 多摩センター地区の活性化
 - 市の拠点地区並びに地域経済の中心としての多摩センター地区のパワーとイメージのアップ
 - 賑わい空間の創出
 - 総合的な生涯学習拠点施設の整備

芸術・文化、生涯学習、コミュニティ活動の更なる推進・振興

- 緑豊かで文化の薫り高いまちの推進
 - 芸術文化振興施設の整備
- 地域のネットワークの発展・促進
 - コミュニティセンターの整備

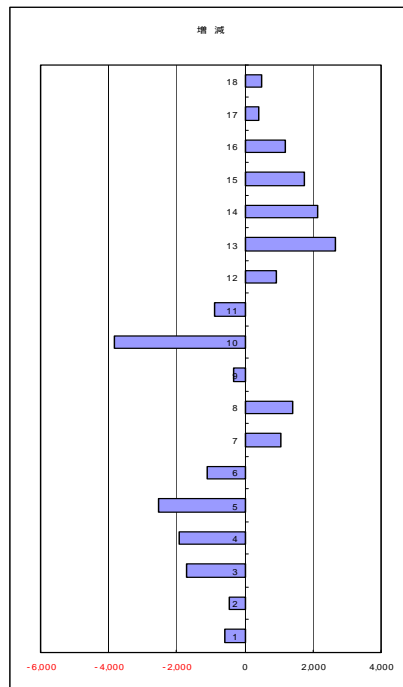
巻末資料3 地区別・年齢構成の動向(平成11年1月と平成16年1月の比較)

多摩市人口 地区別年齢構成の動向 (平成11年1月と16年1月との比較)

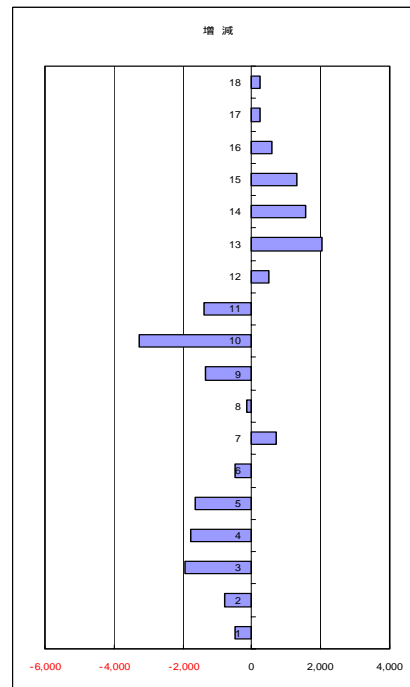
新住地区では、60歳以上の世代が増加する一方で、若者層とともに、40歳代とそれらの世代の子ども層と思われる15歳前後の層が減少している。この傾向が全市の人口構成に大きな影響を与えている。

一方、都区画整理地区や既存地区では、新住地区のような特異な傾向は見られない。

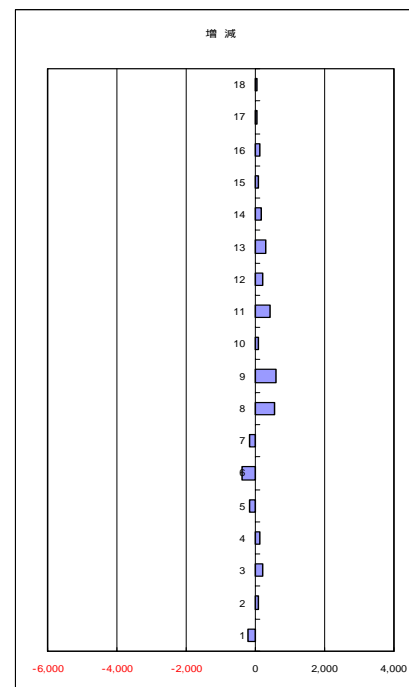
全市



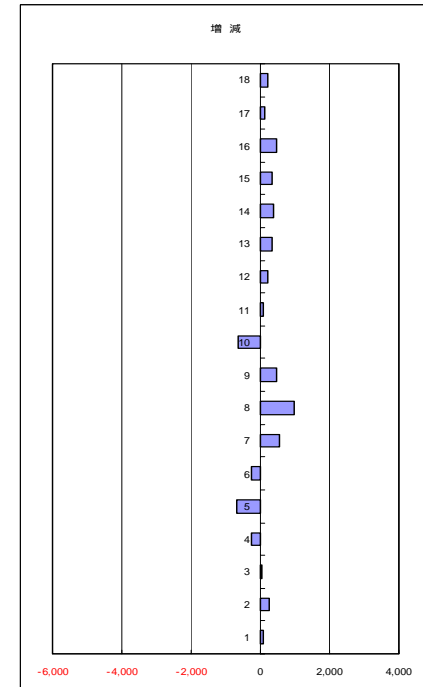
新住



都区整



既存



- 1: 0 ~ 4歳
- 2: 5 ~ 9
- 3: 10 ~ 14
- 4: 15 ~ 19
- 5: 20 ~ 24
- 6: 25 ~ 29

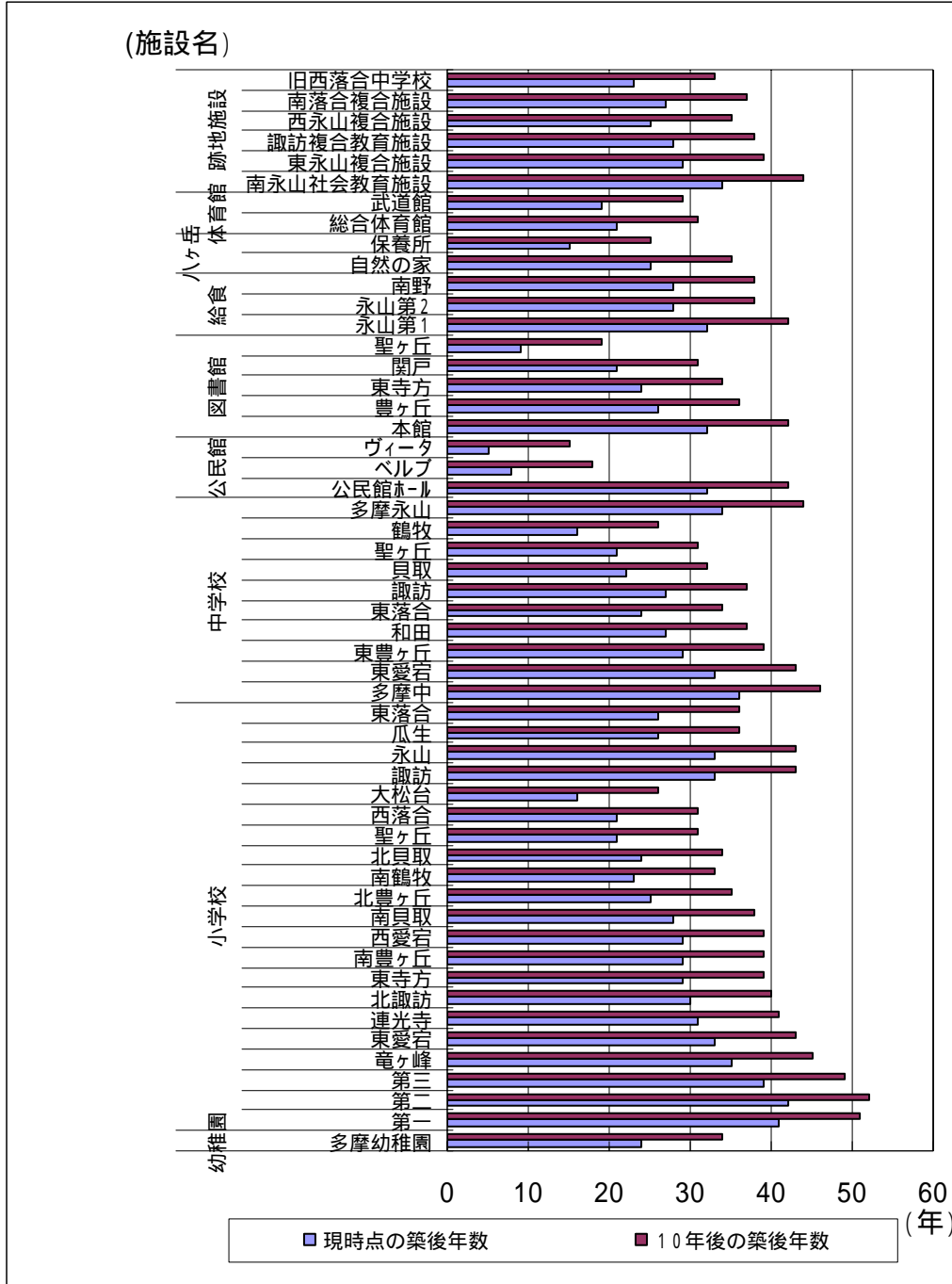
- 7: 30 ~ 34歳
- 8: 35 ~ 39
- 9: 40 ~ 44
- 10: 45 ~ 49
- 11: 50 ~ 54
- 12: 55 ~ 59

- 13: 60 ~ 64歳
- 14: 65 ~ 69
- 15: 70 ~ 74
- 16: 75 ~ 79
- 17: 80 ~ 84
- 18: 85歳 ~

巻末資料4 主な公共施設の築後年数の状況

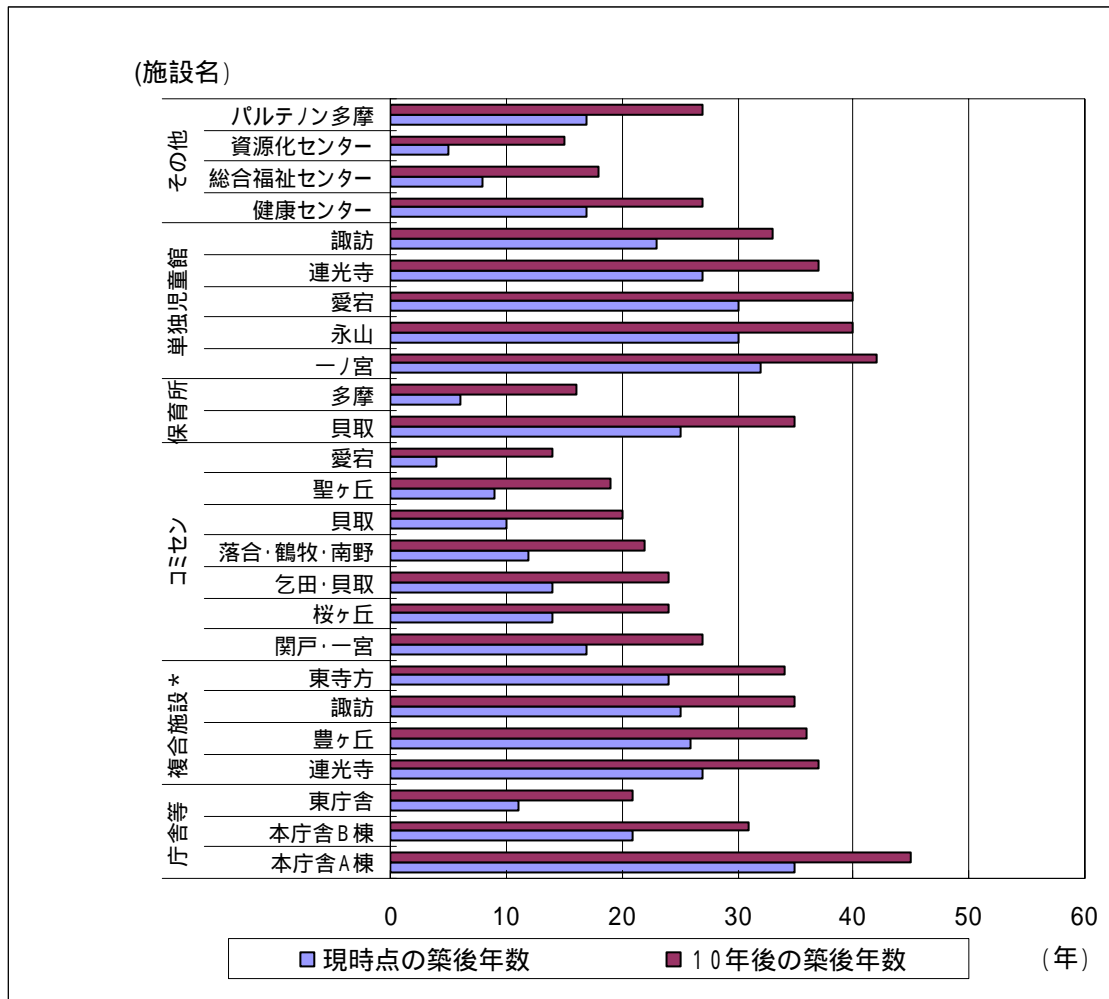
公共施設は、築後25～30年には大規模改修が必要。50～60年には建て替えが必要
 今後10年にかけて施設のほとんどが大規模改修の時期を迎え、一部は建て替え期を迎える

(1)教育関連施設



巻末資料4 主な公共施設の築後年数の状況

(2)その他の施設



注)複合施設とは、地区市民ホール、老人福祉館、児童館、図書館が複合的に組み合わせられた施設をいう。地区により、その組み合わせは異なる。

巻末資料5 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等【土地】

(平成11年4月1日付「文教施第66号」)

通知文(前文) 要旨

省略

1 財産処分の承認にかかる用地の範囲 要旨

学校用地取得費補助金の交付を受けて取得した学校用地

(学校用地取得費補助金を受けていない学校用地との換地を承認された部分を含む。)

ただし、学校用地取得費補助金の目的となった学校の用地にかかる校舎の建設完了日の属する年度を初年度とし、補助事業等により取得した財産の処分制限期間(鉄筋コンクリートの場合60年)を経過した学校用地については、その期間到来を持って、適正化第22条に規定する承認があったものとして取り扱う。

2 承認手続き等

省略

3 納付金の取扱い(国庫補助金の返還)

(1) 財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の面積に対する補助金相当額を国庫に納付する。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合には、納付金の国庫への納付を要さない。

①1のただし書きに規定する学校用地制限期間(60年)を経過した学校用地

②別表2の「国庫補助金の納付(返還)を要さない学校跡地(用地)転用の例」参照

③①、②に掲げるもののほか、同一地方公共団体への無償による学校用地の補助目的外以外の使用で、次の場合(営利を目的とし又は利益を挙げる場合を除き、公共用又は公用の施設に供する場合に限る。)

ア 廃校となった学校用地で、当該学校校舎の建設完了後10年を超える期間を経過した学校用地

イ 廃校以外の学校用地で、学校用地制限期間の過半を経過した学校用地

④他の地方公共団体への無償による貸与で、学校用地制限期間の過半を経過した用地

(営利を目的とし又は利益を挙げる場合を除き、公共用又は公用の施設に供する場合に限る。)

⑤学校法人又は社会福祉法人への無償による貸与で、学校用地制限期間の過半を経過した用地(期間を限定し、学校施設又は社会福祉施設の用に供する場合に限る。)

⑥学校用地取得費補助金を受けずに保有している当該学校用地との換地を行う場合の当該換地部分

⑦納付金の補助金相当額が50万円未満である場合

⑧その他文部大臣が特に認める場合

別表 2

国庫補助金の納付(返還)を要さない学校跡地(用地)転用の例

※統合に関する部分の抜粋

学校用地制限期間の過半を経過した学校用地の無償による財産処分で、同一地方公共団体における公共用又は公用の施設に供する用地への使用(営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。)次の事項に該当する場合

(1)統合又は別敷地移転等により廃校(廃園)となる学校用地の次の施設に供する用地への使用

- ・ 他の学校
- ・ 社会教育施設 (公民館、図書館、博物館及び青年の家等)
- ・ 社会体育施設 (体育館等)
- ・ 文化施設 (美術館等)
- ・ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・ 児童福祉施設 (児童館、保育所、養護施設等)
- ・ 老人福祉施設 (老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等)
- ・ 障がい者福祉施設(身体障がい者デイサービスセンター、身体障がい者療護施設、知的障がい者厚生施設等)
- ・ 公害防止施設
- ・ 試験研究施設
- ・ 防災施設
- ・ 研修施設

(2)上記(1)以外の学校用地の次の施設に供する用地への使用

略

巻末資料5 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等【建物】

(平成9年11月20日付「文教施第87号」)

1 改正の主な点

- (1)財産処分にあって設置者の注意すべき点を明示したこと。(前文)
- (2) 財産処分手続き後、当該財産処分の内容と異なる処分を行うときは、従前の財産処分報告による場合に加え、承認申請による承認後の処分変更も改めて、財産処分手続きを要することを明記したこと。
- (3)建物、工作物及び設備に係る返納金を要さない場合を拡充明示したこと。
- (4)承認申請に替え処分報告で済ます「報告事項」の範囲を広げたこと。

通知文(前文) 要旨

公立学校施設整備費補助金等(以下「補助金等」という。)の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付け、又は担保に供する処分を行うにあたっては、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定により、同法施行令第14条第1項に定める場合を除き、文部大臣の承認が必要。

従来は、昭和61年3月31日付文教第81号通知で取り扱ってきたが、承認手続き等の一層の簡素化及び明確化を図り、近年の児童及び生徒数の減少により生じた余裕教室等を地域の実情に応じ生涯学習や社会福祉などの学校教育以外の用途にもより積極的に活用できるようにするため、従来の取り扱いを改正する。

1 承認手続き

省略

2 納付金の取扱い(国庫補助金の返還)

- (1)財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額の補助金相当額を納付する。ただし、期間を限定した貸与にあっては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付する。
- (2)上記(1)にかかわらず、次の事項のいずれかに該当する場合には、納付金の国庫への納付を要さないものとする。
 - ①別表1の「国庫補助金の納付(返還)を要さない学校跡地(建物)転用の例」参照
 - ②①に掲げるもののほか、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物、建物に付随する工作物並びに設備の無償による財産処分のうち、次のいずれかの場合
 - ア 同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用(営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。)
 - イ 他の地方公共団体への譲渡又は貸与(営利を目的とし又は利益をあげる場合を除き、公共用又は公用に供する場合に限る。)
 - ウ 学校法人又は社会福祉法人への貸与(期間を限定し、学校施設又は社会福祉施設の用に供する場合に限る。)

別表 1

国庫補助金の納付(返還)を要さない学校跡地(建物)転用の例

※統合に関する部分の抜粋

国庫補助事業完了後10年を経過した建物の無償による財産処分で、同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用(営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。)のうち次の事項に該当する場合

(1)統合又は別敷地移転等により廃校(廃園)となる学校に係る建物の次の施設への転用

- ・ 他の学校
- ・ 社会教育施設 (公民館、図書館、博物館及び青年の家等)
- ・ 社会体育施設 (体育館等)
- ・ 文化施設 (美術館等)
- ・ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・ 児童福祉施設 (児童館、保育所、養護施設等)
- ・ 老人福祉施設 (老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等)
- ・ 障がい者福祉施設(身体障がい者デイサービスセンター、身体障がい者療育施設、知的障がい者更生施設等)
- ・ 公害防止施設
- ・ 試験研究施設
- ・ 防災施設
- ・ 研修施設
- ・ 医療施設
- ・ 庁舎

(2)以下「略」

(3)以下「略」

巻末資料6 パブリックコメントに対する市の考え方

- ◆ 実施期間 : 平成16年6月20日～平成16年7月20日
- ◆ 周知方法 : たま広報 (6月20日号)、多摩市公式ホームページ、学校跡地施設等への掲示による
- ◆ 意見提出者 : 103名 (199件)

寄せられた意見 (要約)	市の考え方と活用方針への反映
どのような市民参加を図っていくのか (4件)	【「8 方針の具体化について」を追加】 整備計画の策定や、機能・施設の誘致計画の策定など、方針の具体化の際に、市民参加を図っていくことを示しました。
どのように具体化し、進めていくのか、スケジュール等を示してほしい (2件)	
活用方針 (案) は概ね妥当	【その他】 「元気なまちづくり」を進めていくためにも、その具体化に取り組んでいきます。
学校跡地は良い都市計画、街並みの手本を示す格好の場所	
全市的視点とは何をベースとしているのか(2件)	【1-(4)「検討の視点」】 市民共通の財産であるとの認識から、地域的な視点としての地域要望について配慮しつつも、多摩市全体を取り巻く環境をもとに、多摩市全体のこれからまちづくりに留意しました。
基本計画を見直してはじめて財源の課題が見えてくる (2件)	【「2-(3) 財政から見た課題」】 財政の課題については、多摩市行財政診断白書での分析や、多摩市行財政再構築プランでも明らかにしているとおりです。
他の公共施設との利用区分・用途変更も含めたなかで検討してほしい	【「2-(2)公共施設・都市基盤から見た課題」】 これからは「本当に必要な施設を厳選して、出来るだけ長く使う」という考え方を徹底していく必要があると考えています。利用可能な施設については資料をご覧ください。
恒久的活用を問うには余りにも性急ではないか	【「1-(1)恒久活用方針策定の経過」を追加】 平成7年5月の内部検討から、これまでの経過を改めて示しました。
議論・検討が不十分 (2件)	
生涯学習について欠落している	【その他】 誘致の際には、歳入確保などにも留意し、生涯学習施設の充実など新たな施策推進に学校跡地施設を有効活用する方針であり、欠落しているという認識ではありません。
市民と行政が一緒に作り上げる構想である(3件)	【「1-(1) 恒久活用方針策定の経過」を追加】 【「8 方針の具体化について」を追加】 平成9年の市民懇談会、平成14年の市民委員会、活用方針 (案) へのパブリックコメントなどを経て、多くの意見をいただいてきました。本方針は、それらを踏まえた上で策定したものです。また、今後具体化の段階で、市民の意見を聴くことなどを追記しました。
活用方針を決定してから地域と話し合うというのは、順序が反対	
協働は信頼関係の重なりで進んでいくことから、基本を大切にしてほしい	
地域住民の考えが反映されていない	
何に活用したいのか、地域にニーズがあるのかなどを聞いてからとすべきであり、順序が違う (3件)	
慎重かつ丁寧に進めるべき	

寄せられた意見（要約）	市の考え方と活用方針への反映
市民委員会からの変更理由は何か。（3件）	【「巻末資料」を追加】 巻末資料に追加しました。
ボランティアセンターをこれまでどおり使えるようにしてほしい。（9件）	【「5-(3)東永山複合施設の活用方針」】 ボランティアセンターについては、コミュニティセンターの整備までの間、東永山複合施設での暫定活用を継続する旨を記載しました。 また、駐車場やミニバスの運行等、施設の具体的な環境整備については、整備計画策定の中で検討していきたいと考えています。
ボランティアセンターを利用しているが、移動があったとしても今の活動は維持したい。また、交通の便が悪くなることから、駐車場の確保やミニバスの運行の増加、使用料は低額にするなどの配慮をお願いしたい。（7件）	【「3-(3) 暫定活用の課題（施設）」を追加】 現在、暫定活用については、二重投資を避ける意味などからできるだけお金をかけずに活用していますが、恒久活用には、用途に応じた施設整備等を行う予定です。
恒久活用にはエレベータの設置やバリアフリー、ミニバスなどアクセス性の向上や駐車場の増設などが必要（2件）	【「5-(3) 西永山複合施設の活用方針」】 多様な担い手による協働のネットワークの発展を促進するため、支え合いの仕組みを創出していきたいと考えています。
福祉施設は地域分散型で、地域の人との協働が欠かせない（3件）	【「8-(2) 施設・機能の誘致計画の策定」を追加】 南永山社会教育施設及び旧西落合中学校跡地施設の使途については、市民参画を得て設定することとしていることから、例を挙げていますが、例示したものに限定されるものではないことから「等」としています。
「公益施設、学校、住宅等」とあるが「等」とは何か	【「4-(2) 優先する機能・施設」】 第四次総合計画の策定過程など、これまでも多くの機能の提案をいただてきましたが、本活用方針は、それらを総合的に判断して優先する機能・施設を選択しました。なお、ご提案いただいたものの中にも、これら優先する機能・施設的具体化の中で、包括できる内容もあると考えます。
「国庫補助金」の返還を必要としない用途ほか、各種機能の提案・要望（35件）	【その他】 多摩市行財政再構築プランをはじめとして、これからも支出抑制や歳入確保などに取り組んでいきます。
維持管理費の軽減その他の支出抑制や歳入確保などの行政努力をすべき（7件）	【「3-(3)・(4) 暫定活用の現状」を追加】 これまで恒久活用が始まるまでの間の暫定活用として、市民開放等で利用していただてきました。しかしながら、安全管理上の問題や、国庫補助金の制約など様々な問題も生じています。本活用方針に基づき恒久活用を図っていく際には、学校開放をはじめとした、他の公共施設のご利用もご検討ください。
利用を継続させてほしい（25件）	【「6-(2) 施設利用ルールのあり方」】 公共施設として活用する場合には、利用者負担なども含めて、透明な施設運営を図っていきます。また、暫定活用についても、施設利用ルールを見直すとともに、周知に努め、利用者層後の円滑な施設利用を図ります。
民主的な運営組織を創り、公平・民主的な運用や利用者負担を考えることが重要である	
有料化は賛成	
マナーが悪く、他の利用者が迷惑しているという話を聞くので、注意してほしい。	

寄せられた意見（要約）	市の考え方と活用方針への反映
<p>建物の改修・改築等には市民との協議組織も必要 多数の市民を公募してまちづくりプロジェクトチームをつくり、その趣旨を実現する実験場として提供</p>	<p>【「方針の具体化について」を追加】 活用方法によりませんが、整備計画や誘致計画の策定などに際しては、そのような手法についても、考えていきます。</p>
<p>指定管理者制度の導入など民間活力を利用するなどの検討もしてほしい。</p>	<p>【「4-(3) 活用・整備の主体」を追加】 公共施設として活用する場合の運営主体としてだけでなく、活用・整備の主体として民間に出来るものは民間に任せていく考えです。</p>
<p>現在の学校施設で将来の人口増に対応可能なか。（3件）</p>	<p>【その他】 推計上は、現在の学校の整備状況で、十分に対応することができます。</p>
<p>跡地への愛着や精神的な価値について欠如している</p>	<p>【「恒久活用方針策定の目的」】 本活用方針は、跡地施設への愛着などを踏まえ、情報の共有化を図り、その具体化を推進するために策定したものです。</p>
<p>「将来に渡って税収の大幅な減収が予測される」との記載は、税制改正や税源移譲がなされれば変わってくるのではないか。</p>	<p>【「2-(2)財政から見た課題」】 現行の制度の中での認識を示したものです。</p>
<p>学校跡地施設で説明会などを開催すべき 周知等に十分配慮</p>	<p>【その他】 たま広報や公式ホームページ、学校跡地施設へのポスター掲示などを通じて、周知し、市内3駅で3回の説明会を開催しました。更なるPRに努めます。</p>
<p>売却益が教育委員会に限定されているのはおかしい。（2件）</p>	<p>【「5-(1) 活用の区分」】 各種施設機能の誘致の際に、歳入確保などにも留意しますが、そのときに得られた財源の用途は、恒久的活用のための施設整備や補助金返還の財源なども想定しています。</p>
<p>廃校になった理由を納得の行く形で説明してほしい。（2件）</p>	<p>【「1-(1) 恒久活用策定の経過」を追加】 学校の統廃合については、学校間の児童・生徒数のアンバランスが大きく生じたことなどを受けて、学区調査研究協議会、教育委員会、市議会など経て、決定されたものです。市の窓口でご相談ください。</p>
<p>情報の自主開示、情報の透明性を確保してほしい（5件）</p>	<p>【「1-(2) 恒久活用方針策定の目的」】 これからも、情報の共有に努めていきたいと考えています。</p>
<p>都市再生のモデル地域のことや、地域再生計画と多摩市の関係等を説明する責任があるのではないか。</p>	<p>【「7-(2) 国庫補助金の今後の取り扱いについて」】 地域再生計画については、認定を受けることで補助金返還を要しない可能性があります。</p>
<p>担保用地は、1校ではなく全校とすべき 農園や雑木林など担保用地としてとっておくことはできないのか。</p>	<p>【「3-(3)・(4) 暫定活用の問題点」を追加】 担保用地として残すためにも、建物の安全管理上の問題等解決すべきことが多くあります。担保用地は必要ですが、有効に活用することが重要であると考えます。</p>

寄せられた意見（要約）	市の考え方と活用方針への反映
<p>資産活用（売却・貸付）には反対（４４件） （最後の手段、取り返しがつかない、住環境に悪影響を与えるのではないかと、地価の下がった時期で適切ではない等）</p>	<p>【「4-4)市民ニーズに応えるための活用」 【「8-2) 機能・施設の誘致計画の策定」を追加】 貸付や交換、売却などは、優先する機能・施設を誘導する際の手法であり、賃貸など市有地を何らかの形で残す活用手法を中心とし、売却については、市民にとって、有用・有利な条件が考えられる場合に限定する旨を明示しました。</p>
<p>事業の円滑な推進には、財源確保もやむを得ないと思う。その上で売却にあたっては、コンペ方式等により、より地域に適した活用方法を民間から提案してもらうなどの工夫が必要である。</p>	<p>なお、誘致計画の策定の際には、まちづくりの視点から、骨格となる「使途」、「環境配慮」、「地域の記憶としての配慮」にかかる条件について、市民の皆さんの意見を聴くこととしています</p>
<p>今回のパブリックコメントは1ヶ月というのは余りにも期間が短すぎる。延長を求める。</p>	<p>【その他】 その後制定された自治基本条例施行前でしたが、手続きはこれに沿って実施させていただきました。なお、パブリックコメントについては告知の日から15日以上を設けなければならないと規定されています。</p>
<p>パブリックコメント全ての市民意見とそれに対する行政の回答を全て公開、開示を担保してください（2件）</p>	
<p>「市所有の資産の売却及び貸し付け方法を定める条例を制定します」との記載を追加した上で、本編の冒頭に記載すべきである</p>	<p>【「8-2)機能・施設の誘致計画の策定」を追加】 市の財産に関しては、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」や「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」等が既に定められていることから、追記しました。</p>
<p>東京都からの財政補完への影響はないのか</p>	<p>【「1-1)恒久活用策定の経過」を追加】 学校跡地施設については、廃校の時点で「起債」や「関連公共施設整備費」などの借金を一括返済しており、今後の東京都からの財政制補完への影響はありません。</p>
<p>巻末資料の市民が集会等に利用できる公共施設は、地域の住民が利用する施設と全市民が利用する施設が混在しており、不適切ではないか</p>	<p>【「巻末資料」】 両方の施設を網羅して示していますが、見分けられるように、施設種別毎に凡例を示しています。</p>
<p>旧西落合中学校と旧南落合小学校が、巻末資料4「主な公共施設の築後年数の状況」から抜けている</p>	<p>【「巻末資料」に追加】 ご指摘の通りでしたので、追加しました。</p>
<p>民間に頼らず、安い家賃、住みよい環境の実現に向けて関係機関に提起していくことが重要（2件）</p>	<p>【その他】 住宅政策については、関係機関への働きかけなどを行っています。公営住宅を増やす考えはありません。</p>
<p>売却益で学校の耐震補強工事等にあてるとするのは、行政の怠慢である。国や都の補助を活用しつつ行政が行わなければならないことである。</p>	<p>【その他】 学校の耐震補強については、国などの補助を活用しつつ、進めています。</p>

巻末資料7 市民委員会最終報告書からの変更理由について

【東永山複合施設の活用方針について】

市民委員会 最終報告書	活用方針
<p>○ 旧東永山小は駅至近であり、バルブ永山との立地的な連続性があることから、コミュニティビジネス、ベンチャービジネスなど、made in TAMAの市民事業（起業）を育てる軸・拠点としての活用を図る。</p>	<p>○ 永山地区のコミュニティセンターの実現に向けて、近隣公共施設の統合等も視野に入れながら、文化・芸術振興機能の整備と合わせて、複合的な機能整備を目指す。</p> <p>○ 雇用の創出と、職住近接の推進のモデルとして、コミュニティビジネスを中心とした、起業・創業支援施設の実現を目指す。</p> <p>○子育て支援機能も付加</p>
<p>[変更理由]</p> <p>○ これから必要な大きな機能である働く場の機能としての起業・創業支援施設の配置と芸術文化振興機能・コミュニティセンター用地の設定に際しては、市民委員会において、起業・創業支援施設について、駅までの距離・永山公民館での活動との連携が特に強く述べられていたことを重視し、旧東永山学校に位置付けたものである。文化・芸術振興機能については、多摩市の市民文化を下支えする施設として、市民要望も強いことから加えた。</p>	

【西永山複合施設の活用方針について】

市民委員会 最終報告書	活用方針
<p>○ 旧西永山中は、コミュニティセンターをはじめ、各種コミュニティ系・福祉系・生涯学習系の拠点としての活用を図る。なお、NPOについては、事業性の強いものは旧東永山小に移し、より一層の事業展開を図る。</p>	<p>○ 多様な主体による福祉の推進の場としての活用を主用途としつつ、市民環境会議やNPO、社会福祉協議会などと連携し、ボランティアを含めた市民活動の拠点機能も併設する。</p> <p>○ 校庭には、支援費制度を活用できる通所施設の整備等、障がい者福祉の課題解決に向けて、施設の整備・運営を行う社会福祉法人の誘致を目指す。</p>
<p>[変更理由]</p> <p>○ 旧西永山中学校は、恒久利用が既に行なわれている施設（いきがいデイサービスセンター）があること、福祉関係の利用が集積していることを踏まえつつ、民間による障がい者の通所施設誘致と併せて、多様な主体による福祉の推進の場として位置付け、新たな支え合いの促進を図る趣旨で位置付けた。なお、市民委員会の提言にある、NPOのうち事業性の強いものについては、東永山複合施設（旧東永山小）の起業・創業支援施設での事業展開を想定しており、変更はしていない。</p>	

【旧西落合中学校の活用方針について】

市民委員会 最終報告書	活用方針
<p>○ 旧西落合中は、厳しい財政状況を考慮し、市民要望が高い「中央図書館機能」を含めた公共施設を整備するための資産（交換用地としての活用を含む。）としての有効活用を基本的に考えるべきである。一方、跡地施設の立地条件を考えると、旧西落合中自体を芸術系の拠点とする活用も考えられる。</p>	<p>○ 市民サービスの向上に資する公共・公益施設や、学校、新たな住宅の整備など、民間の活力を導入して地域の活性化を図る。得られた財源は、今後の生涯学習施設の充実など、新たな施策の推進に必要な財源に充てる。</p> <p>○ 活用に係る条件としては、周辺の住環境との調和や、地域のコミュニティへの寄与などに留意する。</p>
<p>〔変更理由〕</p> <p>○ 旧西落合中学校跡地施設については、第四次総合計画では生涯学習の拠点施設として整備活用する方向であったが、教育委員会から、西落中学校跡地よりも駅に近い位置に拠点施設を設けたいとの意見書が提出されたことを踏まえ、民間の活力を導入して地域の活性化を図ると共に、活用により得られた財源の使途として、今後の生涯学習施設の充実も考慮することとした。</p> <p>なお、市民委員会の最終報告においては、「一方、跡地施設の立地条件を考えると、旧西落合中自体を芸術系の拠点とする活用も考えられる。」と提案されているが、この提案は、東永山複合施設に反映した。</p>	

【落合複合施設の活用方針について】

市民委員会 最終報告書	活用方針
<p>○ 旧南落合小は、住宅に囲まれた立地条件や、将来需用に備えることなどを考慮し、引続き慎重な検討が必要である。</p>	<p>○ 周辺が住宅に囲まれた立地にあることから、環境変化を最小限に留め得る使途として、教育施設などとしての活用を図るものとする。例えば、小中高等の一貫教育校や帰国子女を対象とする専門学校等、特色ある教育を行う教育施設の誘致などにより、若者の行き交う、元気なまちづくりに寄与する。</p>
<p>〔変更理由〕</p> <p>○ 旧南落合小学校については、周辺が低層住宅であり、将来的にも周辺の土地利用が変わることは考えにくいことや、市として、子育て支援の充実を図る方針があるなかで、この実現には教育の力が不可欠であるとの認識に立ち、新たな教育機能を誘致することとした。なお、市民委員会においては、将来への余地を残すために引続き検討を要すると提言されていたが、担保用地については旧中諏訪小学校の校庭を位置付けた。</p>	

巻末資料 8 学校跡地施設等活用方策調査検討委員会委員名簿

職 名* ¹	氏 名	前任者及び任期* ²
助 役	◎坂本 亨	土方 篤 (～14. 4. 30) 古藤 純一 (～15. 12. 16)
収入役	○中野 忠陶	篠崎 一雄 (～14. 6. 30)
教育長	○小栗 慎次郎	石川 武 (～13. 9. 30) 香川 善平 (～15. 9. 30)
企画政策部長	田村 一夫	遠藤 恵喜 (～14. 6. 30) 坂本 亨 (～16. 3. 31)
総務部長	太田 義次	古藤 純一 (～14. 6. 30) 小谷田 進 (～15. 3. 31)
市民部長	古閑 洋一	市川 文雄 (～13. 12. 31) 渡辺 幸子 (～14. 4. 1) 土方 篤 (～14. 4. 30) 【助役兼務】 古藤 純一 (～14. 6. 30) 【総務部長兼務】
くらしと文化部長	曾我 好男	坂本 亨 (～14. 6. 30) 田村 一夫 (～16. 3. 31)
子ども青少年部長	由木 辰雄	
健康福祉部長	加々美 俊	田久保晴夫 (～16. 3. 31)
環境部長	長島 征雄	
都市づくり部長	小林 克巳	加藤 成男 (～13. 12. 31) 石田 亘 (～15. 3. 31)
学校教育部長	小池 和行	小谷田 進 (～14. 6. 30) 遠藤 恵喜 (～16. 3. 31)
生涯学習部長	石田 亘	古瀬 康紘 (～15. 3. 31)
(都市計画担当部長) * ³	—	小山 勲 (～13. 12. 31)

◎委員長、○副委員長

* 1 : 職名は平成16年4月1日現在のものにて表記している。

* 2 : 前任者等は、具体的な恒久活用方針の検討が開始された平成13年8月21日以降のものを記載している。

* 3 : 組織改正により現在都市計画担当部長の職はない。

巻末資料8 学校跡地施設等活用方策調査検討委員会幹事会幹事名簿

職名* ¹	氏名	前任者及び任期* ²
企画政策部企画調整担当課長	◎永尾 俊文	太田 義次 (～15. 3. 31)
総務部総務契約課長	川田 賢司 (次長)	渡辺 幸子 (～13. 12. 31) 倉澤 俊昭 (～14. 6. 30) 鈴木 直行 (～15. 5. 19) 太田 義次 (～15. 7. 31)
市民部課税課長	山本 栄一	島崎 光久 (～16. 3. 31)
くらしと文化部生活文化課長	田代 恒雄 (次長)	立川 慎一 (～14. 3. 31)
子ども青少年部子育て支援課長	吉井 和弘	
健康福祉部地域福祉課長	安田 耕治	小孫 弘行 (～14. 3. 31) 小池 和行 (～16. 3. 31)
環境部環境対策課長	後藤 泰久 (次長)	田村 一夫 (～14. 6. 30)
都市づくり部都市計画課長	○進藤 充宏	石田 亘 (～13. 12. 31) 渡辺 龍一 (～15. 3. 31) 神尾 修 (～16. 3. 31)
都市づくり部営繕課長	八巻 幸夫	持田 和夫 (～14. 3. 31)
学校教育部教育総務課長	安宅 理 (次長)	羽田 一美 (～15. 3. 31)
生涯学習部生涯学習振興課長	石田 亘 (部長事務取扱)	中村 満 (～16. 3. 31)
(都市づくり部市街地開発課長) * ³	—	小林 克巳 (～15. 3. 31) 吉井 和弘 (～16. 3. 31)

◎幹事長、○副幹事長

* 1 : 職名は平成16年4月1日現在のものにて表記している。

* 2 : 前任者等は、具体的な恒久活用方針の検討が開始された平成13年8月21日以降のものを記載している。

* 3 : 組織改正により現在都市づくり部市街地開発課長の職はない。

巻末資料9 検討の経過（委員会）

回	年月日	検討内容
1	平成13年 8月21日	○基本的な考え方について ○今後の検討方法について
2	平成14年11月19日	○これまでの経過確認 ○幹事会中間報告書について
3	平成15年 9月19日	○市民委員会最終報告書について（報告） ○恒久的な活用方針の策定に向けて
4	平成15年12月25日	○具体的な活用メニューについて ○公共施設以外の活用の際の留意点について
5	平成16年 2月 6日	○最終報告書案作成に向けて
6	平成16年 4月13日	○最終報告書案について
7	平成16年 4月30日	○最終報告書案の最終確認
8	平成16年 7月28日	○パブリックコメント等の結果について
9	平成16年10月25日	○多摩市学校跡地施設の恒久活用方針(原案)について

巻末資料9 検討の経過（幹事会）

回	年月日	検討内容
1	平成13年 8月31日	○活用方策基本方針について
2	平成13年11月29日	○他区市の活用状況確認
3	平成13年12月21日	○論点整理 ○検討の視点確認 ○活用の方針について
4	平成14年 7月15日	○前回までの検討内容整理 ○検討の視点確認 ○スケジュール確認
5	平成14年10月 1日	○これまでの経過の確認 ○中間報告書案についての検討 ○スケジュール確認
6	平成14年10月10日	○中間報告書についての検討
7	平成14年10月31日	○中間報告書についての検討・まとめ
8	平成14年11月 6日	○中間報告書の最終確認
9	平成15年 1月17日	○恒久的活用に関する基本的考え方について ○施設の管理運営方法について
10	平成15年 6月20日	○行政利用のルールについて
11	平成15年 8月27日	○市民委員会の最終報告について（報告）
12	平成15年11月 4日	○暫定活用の実態についての再確認 ○具体的な活用イメージについて
13	平成15年12月19日	○公共施設以外の活用の際の留意点について ○具体的な活用メニューについて
14	平成16年 1月26日	○最終報告書案作成に向けて
15	平成16年 3月26日	○最終報告書案の検討
16	平成16年 4月26日	○最終報告書案の検討・まとめ
17	平成16年 8月16日	○パブリックコメント等の結果と今後の検討事項について
18	平成16年10月20日	○活用方針（原案）について

巻末資料 10 学校跡地施設等活用方策調査検討委員会設置要綱

(平成12年8月23日多摩市告示第393号)

改正 平成15年3月31日多摩市告示第195号 平成15年5月30日多摩市告示第275号
平成16年3月31日多摩市告示第81号

(設置)

第1条 統廃合後の学校跡地及び施設等（以下「学校跡地施設等」という。）の活用方策等について調査検討を行うため、学校跡地施設等活用方策調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校跡地施設等の活用方策等に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、助役をもって充て、副委員長は、収入役及び教育長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

(幹事会)

第6条 委員会に、下部組織として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の指示により、委員会の調査検討に必要な事項について調査研究を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は、企画政策部企画調整担当課長をもって充て、副幹事長は、都市づくり部都市計画課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、会議を主宰する。

(関係者の出席)

第7条 委員長及び幹事長は、会議に際し、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会に関する庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

(新住区域内未利用地・学校跡地施設等活用方策調査検討委員会設置要綱の廃止)

2 新住区域内未利用地・学校跡地施設等活用方策調査検討委員会設置要綱（平成9年多摩市告示第184号）は、廃止する。

附 則（平成15年多摩市告示第195号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年多摩市告示第275号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成16年多摩市告示第81号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

助役 収入役 教育長 企画政策部長 総務部長 市民部長 暮らしと文化部長
子ども青少年部長 健康福祉部長 環境部長 都市づくり部長 学校教育部長
生涯学習部長

別表第2（第6条関係）

企画政策部企画調整担当課長 総務部総務契約課長 市民部課税課長
暮らしと文化部生活文化課長 子ども青少年部子育て支援課長
健康福祉部地域福祉課長 環境部環境対策課長 都市づくり部都市計画課長
都市づくり部営繕課長 学校教育部教育総務課長 生涯学習部生涯学習振興課長

多摩市学校跡地施設の恒久活用方針

発行	平成16年12月発行 多摩市
編集	多摩市企画政策部 企画課 〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 電話 042(375)8111 (代表)